

一般社団法人 方扣庵 [会員細則]

第1条 会費（定款第七条）と納付時期など

- (1) 正会員 会費を求めることを要しない。
- (2) 一般会員 年会費 3000 円とする。入会時または継続の場合は前年度末までに納付する。但し、設立年度の 27 年度に限り半期のため 1500 円とする。
- (3) 賛助会員 年会費 一口 10000 円以上とする。入会時または継続の場合は前年度末までに納付する。

第2条 本法人の発刊する電子機関誌及び電子特別会誌（臨時発刊）の配布
全会員に、当該期間中において、本法人の発刊する電子機関誌を無料で毎号送付する。

第3条 入会と退会の手続き（定款第 6 条及び第 8 条）

- (1) 一般社団法人方扣庵の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出しなければならない。ただし、社員総会における決議権を持たない一般会員・賛助会員になろうとする者は、会費納付と氏名・住所・連絡先等の必要な個人情報をもって、省略することを認める。
- (2) 事務局は【本細則第 3 条該当者の入会申込書】を審査し入会可否を決議しなければならない。ただし社員総会開催日程の都合上やむをえない場合には、代表理事暫定決定の後に事務局が入会申込者情報をまとめ直近社員総会で事後審査し入会可否を決議することとする。
- (3) 会員がやむを得ない諸処の事情で退会する場合には、所定の【退会届出書】を事務局に提出するか、または事務局役員に退会意思の連絡をしなければならない。ただし、社員総会における議決権を持たない一般会員・賛助会員は、継続会費の未納をもって【退会】として扱うものとする。

以上

この規約は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。